

○漏水があった場合

水道検針により、漏水の疑いがあると連絡を受けた場合、宅地内の蛇口から水道メーターまでの漏水の可能性がありますので、修繕は銚子市指定給水装置工事事業者（7 ページ参照）に依頼してください。

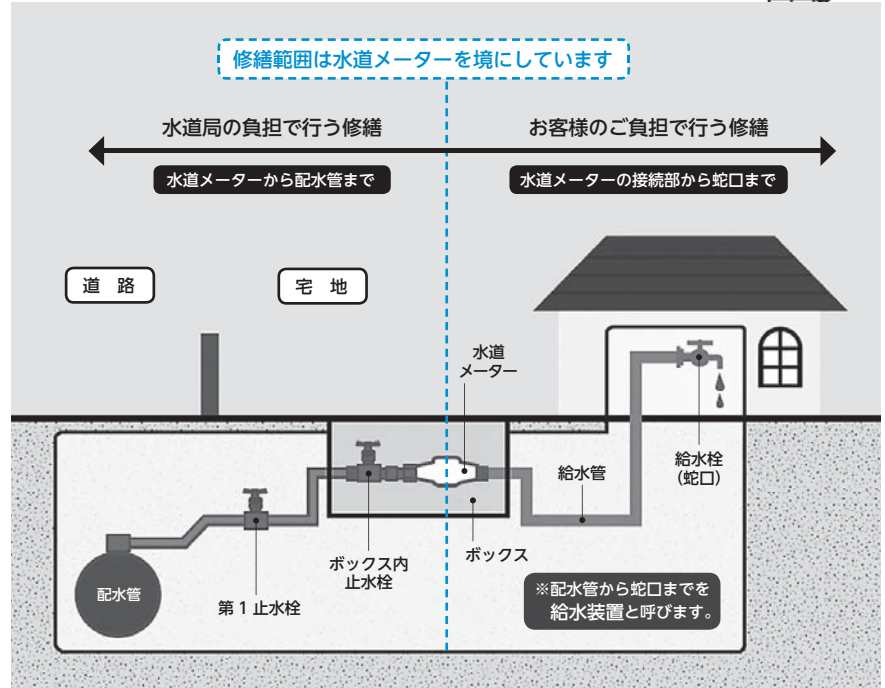
水道メーターより配水管までの漏水を発見した場合は、水道局工務室（☎0479-22-7783）へご連絡ください。

集合住宅などの場合は、公道から最も近い宅地内の止水栓（第1止水栓）から配水管までを水道局で修繕します。

漏水時の水道料金について、一定の基準を満たす場合に限り、漏水量の一部について水道料金を減免することがあります。

詳しい内容は、水道料金センターにお問い合わせください。

■問合せ 水道料金センター ☎ 30-3131



※給水装置はお客様の財産です

水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは、計量法により定期的な交換が義務付けられています。水道局では、検定有効期間（8年）満了の前年に水道メーターの交換をしています。

費用…無料です

作業日…事前にはがきでお知らせします

時間…20分程度

*作業中は水道の使用ができません

*交換作業には、銚子市指定給水装置工事事業者が伺います

